



## 移住・定住促進へ向けて 対応策は

町の魅力積極的にPRし、更なる移住・定住の促進に努めていきます。



町のさらなる発展に向けて

### 移住・定住促進に向けて

**問** 町の移住・定住の促進について、また本年6月に誕生した移住コーディネーターの活動状況について伺います。

**町長** 町では、移住・定住促進のPRとして、高速バスへのフルラッピング広告、電車内や駅構内へのPRポスターの掲出等を実施しました。都心からのほど良い距離感と県内トップクラスの子育て施策をPRした広告は見ただけに大きなインパクトを与えました。また、移住コーディネーターの活動として、8月30日に「多古町移住・Uターンフェア」を開催しました。移住コーディネーターの取り組みについては、テレビや新聞にも取り上げられ、大きな話題となりました。

**問** 今後、多古町へ移住したいという方々への対応ですが、町としてはどのような対応策を考えているのですか。

**地方創生課長** 昨年度、開設した空き家バンクへの物件登録の促進や不動産業者や各地区の方との情報交換を図ることにより、移住希望者に多くの住宅情

報を提供できるような体制を整えてまいります。

**問** こういう企画は一度では成果が出るものではないと思います。回を重ねて多古町に住みたいという方々を、また多古町に定住して子育てをしていきたいという方々が増えていくように今後も取り組んで頂きたいと思えます。

**地方創生課長** これからも県内トップクラスの子育て施策をはじめとする町の魅力を広くPRし、更なる移住者の呼び込みを図るとともに、移住した方が、暮らしやすいと思えるような環境の整備に努めてまいります。

### 農家に優しい町へ

**問** 農作業事故は農家の方々自身が一番気を付けることですが、JA、メーカーなどと情報を共有して啓発活動はできないのでしょうか。

**産業経済課長** 農作業の安全は、農業に従事している方々の命に関わる大変重要なことです。JAや農業委員会、農業共済など関係機関に働きかけて、効果的な普及啓発を連携して進めてまいります。



農作業事故の町へ

**問** 今年度から新規就農者向けの支援事業に農水省が新たに設けた要件について伺います。

**町長** 農業次世代人材投資事業の採択要件については、前年の世帯全体所得が600万円以下であることが追加され、令和2年度の新規申請者から適用されます。

**問** 新しい要件の追加で、申請を諦めてしまう新規就農者が出てしまうのではないのでしょうか。切実な事情がある場合

合は例外措置もあるとのことですが、それは町が判断出来るのでしょうか。また、町独自の支援策はどう考えますか。

**産業経済課長** 例外措置の判断は市町村長ができることになっていきます。町はアグリセミナー等による情報や知識習得の場の提供、各種融資、補助制度の案内、初心者には農業法人等での研修マッチングなどの支援が可能で

**問** 最初の移住・定住の促進と同時に、多古町に住み都内に通う、テレワークで仕事をする、そして週末農業をするというパターンもできるのではないですか。

**産業経済課長** 農業を軸とした移住・定住の可能性はあると思います。農業の経験レベルに応じたサポート体制を構築し、支援に繋がりたいと考えておりま



## 残土の埋立ては周辺住民の同意が必要なのは

町の発展を考えると現在の条例がベストです。



昨年現地視察を実施

### 必要な開発は町が主導すべき

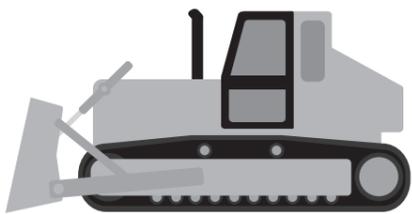
**問** 出沼地区の林地開発の埋立てがストップしていません。経過について説明してください。

**生活環境課長** 事業開始後に現場事務所の設置や土質調査の実施、事業区域の明示等、再三指導しましたが実施に至らなかった経緯があります。実際に土砂運搬車両の追跡調査や土砂発生元の調査、監視カメラによる土砂運搬調査等を行い、条例違反の事実を確認し、事業停止命令を発しました。並びに町道の原状回復措置命令も発しました。さらに無届の土砂搬入違反の証拠が固まったことから、特定事業許可の取り消しを前提とした事業の停止を指導しました。

**問** 当該町道は業者が修復したのですか。

**生活環境課長** その通りです。当該地区とその地区外との境域は明確です。

**生活環境課長** 再三指導してまいりましたが明確化されていない状況です。



**問** 出沼地区の皆さんから工事差し止めの要望書が出されています。町としてどうされますか。

**生活環境課長** 6月8日に許可取り消しを求める趣旨の署名が出されました。町は条例の趣旨に則り、地域の皆様の生活環境が確保できるような形で進めてまいります。

**問** 当該地区に青道がありません。地区排水についてはどうされますか。

**生活環境課長** 排水機能を持たせるための施工、さらに貯水的機能を持たせるための施工を指導してまいります。

**問** 南玉造地域で500㎡以下の条例適用外の埋立て

が進められています。現地での500㎡の境界は、はっきりしていますか。

**生活環境課長** 現状は特定できません。

**問** 場所を特定できていないということはどこを埋めているか分からない状態ですが、当該埋立てはいつ終了しますか。

**生活環境課長** 500㎡を超える一体的な埋立てではないかと考え、条例違反の疑いがあるという事で現地調査や事業停止を求める指導を行っています。調査中という事で詳細は控えます。

**問** 3月議会で条例に付帯して規則の制定が約束されていますが、進捗状況をお示しください。

**生活環境課長** 規則の改正等はまだしていません。必要な改正については、再度確認を進めて

いるところであるため、その期日についてもこの場で申し上げることができません。

**問** 埋立て事業とまちの発展についてですが、町内各地で問題が発生している状況を見ますと、むしろ入り口を制限しておいて町民にとって本当に必要な埋立て事業があるとする必要は、適用除外の条項を活用して住民の皆さんと行政と業者と充分協議を重ねながら取り組んでいく事が大事だと思えます。改めて住民の皆さんの意向が含まれる周辺住民同意条項の制定を求めます。

**町長** 地権者の方々にも、意志表示をしっかりとさせていただくとともに、町としても法律に則って精一杯やっております。現状は、今まで通りということ